

**Q9** 特定の会員に対してのみ発信される情報は、「一般人が認知できる状態であること」に該当するのでしょうか？

**Answer 1** 特定の会員に対してのみ発信される情報であっても、一般人がその会員に容易になることができる等の場合は、対象が少数であるか多数であるかを問わず、「一般人が認知できる状態であること」に該当します。

**Answer 2** 例えば、食品企業等が保有する会員名簿に登載された者のみに発送するダイレクトメールや会報誌等は、一般人が認知できる状態であると判断されます。

**Q10** テレビの健康情報番組で取り上げられた食品成分に関する内容を店頭で表示する場合、この放送内容は広告等に当たるのでしょうか？

【関連通知②第4の1参照】

**Answer 1** ある食品成分の健康保持増進効果等について言及するテレビ番組等を特定の食品販売の店頭において放映し、又はその放送内容を引用して表示を行うことは、Q7に示す①～③の基準に照らし、販売者による一つの広告等であると判断されます。

**Answer 2** また、その放送内容が、当該食品成分の実際の効果と比べて著しく異なる等の場合は、虚偽誇大広告等に該当することが懸念されます。テレビで紹介されているからといってその信憑性を疑わず、無条件に広告等に引用することのないよう注意する必要があります。

